

政令第三百三十八号

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項、第四十八条第一項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国為替令の一部改正）

第一条 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

別表の六の項（六）を削る。

（輸出貿易管理令の一部改正）

第二条 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項（十二）中「に使用することができる液体」を「の液体」に改める。

別表第一の一四の項（八）を次のように改める。

（八） 削除

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理由

特定の外国において提供すること等を目的とする取引について経済産業大臣の許可を必要とする特定技術から、数値制御装置の附属装置の設計に係る技術を除外する等の必要があるからである。